

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い

(平成10.12.1、14.4.1、18.5.1変更)

(昭和45.12.19実施)

- 1 新規上場申請の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例（以下「転換社債型新株予約権付社債券特例」という。）第2条関係）

第2条第1項第2号に規定する「その他当取引所が必要と認める書類」には、次に掲げる書類を含むものとする。

- (1) 発行事務委託契約書
- (2) 期中事務委託契約書

(平成7.1.4追加、8.4.1、10.6.1、10.12.1、13.4.1、14.4.1、18.5.1、21.1.5、令和4.4.4変更)

- 2 上場審査基準の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第3条関係）

第1項第2号bに規定する「新株予約権の行使の条件が適当でないと認められるもの」には、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる転換価額の修正に関する事項が定められているものを含むものとする。

- (1) 修正前の転換価額の適用開始日から修正後の転換価額の適用開始日までの期間が概ね6か月に満たないこと。
- (2) 一の転換価額の修正に係る株価参照日（転換価額の修正に用いられる株価を参照する日をいう。次の(3)において同じ。）の合計日数が5日に満たないこと。
- (3) 修正後の転換価額を、株価参照日における株価の終値の平均値を下回る値段とすること（修正後の転換価額を、修正前の転換価額を上回る値段とする場合を除く。）。

(平成7.1.4 1を2に繰下・変更、8.1.1、10.12.1、14.4.1、14.6.17、14.12.10、17.1.1、18.5.1、21.1.5、令和4.4.4変更)

- 3 上場廃止基準の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第4条関係）

(1) 第4条第1項第3号に該当する日は、上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日（当該株式交換又は株式移転について株主総会の決議による承認を要しない場合は、取締役会の決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を含む。）があつた旨及び株主総会の決議を行わないこととなつた旨について書面による報告を受けた日）とする。

(2) 第4条第2項第2号に規定する「新株予約権の行使期間が満了となる場合」には、転換社債型新株予約権付社債に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる場合又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を当該銘柄の発行者が取得することとなる場合を含むものとする。この場合において、当該銘柄の発行者から、当該償還又は取得を行う旨の取締役会決議通知書（代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書）による報告を受けたときに、第4条第2項第2号に該当するものとして取り扱う。

(平成4.3.17、5.4.1変更、7.1.4 2を3に繰下・変更、8.1.1、10.3.1、10.12.1、11.2.1、11.11.10、13.4.1、13.11.26、14.4.1、14.6.17、14.12.10、15.4.1、17.1.1、18.5.1、21.1.5、21.11.9、27.5.1変更)

- 4 上場廃止日の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第5条関係）

第5条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(8)までに掲げる銘柄の区分に従い、当該(1)

から(8)までに定めるところによる。

(1) 第4条第1項第2号に該当することとなった銘柄

株券の上場廃止日と同日とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(1)の2 第4条第1項第3号に該当することとなった銘柄

株券の上場廃止日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(2) 第4条第1項第1号又は第2項第1号若しくは第5号に該当することとなった銘柄

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(3) 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限の到来することとなる又は新株予約権の行使期間が満了となる銘柄

指定振替機関において新株予約権の行使請求の取次ぎが可能な期間の最終日から起算して3日前（休業日を除外する。）の日

(4) 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、転換社債型新株予約権付社債に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を当該銘柄の発行者が取得することとなる銘柄

指定振替機関において新株予約権の行使請求の取次ぎが可能な期間の最終日から起算して3日前（休業日を除外する。）の日とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(5) 第4条第2項第3号に該当することとなった銘柄

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日

(6) 第4条第2項第4号に該当することとなった銘柄

会社分割がその効力を生ずる日から起算して4日前（休業日を除外する。）の日

(7) 第4条第2項第6号に該当することとなった銘柄

当取引所がその都度定める日

(8) 有価証券上場規程第605条に定める申請により上場廃止となることが決定した銘柄

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月間を経過した日。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(平成21.11.9追加、21.11.16、31.7.16、令和4.4.4変更)

5 監理銘柄の指定の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第6条関係）

(1) 当取引所は、上場転換社債型新株予約権付社債券が次のaからgまでのいずれかに該当する場合は、当該上場転換社債型新株予約権付社債券を第6条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、a又はgに該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

a 第4条第1項第1号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

b 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する株券が監理銘柄に指定されることとなった場合

- c 第4条第2項第2号（転換社債型新株予約権付社債に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することによる場合又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を当該銘柄の発行者が取得することとなる場合に限る。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合
 - d 第4条第2項第3号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合又は上場転換社債型新株予約権付社債に係る社債について社債権者集会在が招集されることとなった場合
 - e 第4条第2項第4号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合（上場銘柄と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券が第3条第3項第4号又は第6号の規定により速やかに上場される見込みのある場合を除く。）
 - f 第4条第2項第5号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合
 - g 第4条第2項第6号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合
- (2) 当取引所は、有価証券上場規程第605条の規定により上場廃止申請が行われた上場転換社債型新株予約権付社債券を、監理銘柄へ指定することができる。この場合においては、監理銘柄（確認中）へ指定する。
- (3) (1)及び前(2)の場合における監理銘柄への指定期間は、次のaからhまでに定めるところによる。
- a (1) aに該当する場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が第4条第1項第1号に該当するかどうかを認定した日までとする。
 - b (1) bに該当する場合には、上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する株券の監理銘柄への指定期間と同一とする。
 - c (1) cに該当する場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が第4条第2項第2号に該当するかどうかを認定した日までとする。
 - d (1) dに該当する場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が第4条第2項第3号に該当するかどうかを認定した日までとする。
 - e (1) eに該当する場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が第4条第2項第4号に該当するかどうかを認定した日までとする。
 - f (1) fに該当する場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が第4条第2項第5号に該当するかどうかを認定した日までとする。
 - g (1) gに該当する場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が第4条第2項第6号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該当取引所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年を経過した日以降の日でその都度当取引所が定める日までとする。
 - h 前(2)の規定により監理銘柄へ指定する場合には、上場廃止申請が行われた日から当取引所が当該上場転換社債型新株予約権付社債券を上場廃止するかどうかを認定した日までとする。
- (4) 前(3)の場合において、当取引所が必要と認めるときは、監理銘柄への指定期間の始期については当取引所がその都度定める時とし、監理銘柄への指定期間の終期については、同(3) aからhまでにおいて監理銘柄への指定期間の最終日として規定する日の当取引所がその都度定める時とすることができるものとする。
- (平成21.11.9追加、令和4.4.4変更)
- 6 整理銘柄の指定の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第7条関係）
- 当取引所は、上場転換社債型新株予約権付社債券が次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条の規定に基づき、当取引所が当該転換社債型新株予約権付社債券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該転換社債型新株予約権付社債券を整理銘柄に指定することができる。

- (1) 第4条第1項各号（上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が発行する株券が有価証券上場規程施行規則第603条第3号から第5号までのいずれかに該当し、かつ、上場銘柄と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券が第3条第3項第1号、第3号若しくは第6号又は同条第4項の規定により速やかに上場される見込みのある場合及び上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が発行する株券が有価証券上場規程施行規則第603条第6号又は第9号に該当する場合を除く。）のいずれかに該当する場合
- (2) 第4条第2項第1号、第2号（最終償還期限の到来により新株予約権の行使期間が満了となる場合を除く。）、第4号（上場銘柄と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券が第3条第3項第4号又は第6号の規定により速やかに上場される見込みのある場合を除く。）、第5号又は第6号のいずれかに該当する場合
- (3) 有価証券上場規程第605条に定める申請が行われ上場廃止が決定した場合
（平成21.11.9追加、令和4.4.4変更）

7 上場手数料及び年間上場料の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第8条関係）

上場手数料及び年間上場料は、次の各号に定めるところによるものとし、消費税額及び地方消費税額を加算して支払うものとする。

(1) 上場手数料

- a 上場額面総額の 万分の2.6
- b 上場手数料の計算は、各銘柄ごとにその上場日現在における額面総額を基準とする。
- c 上場手数料は、当該銘柄の上場日前に（転換社債型新株予約権付社債券特例第2条第2項の規定に基づき新規上場申請した場合には、同日以後の日で会社設立後直ちに）支払うものとする。
- d 上場会社の合併などにより上場廃止された転換社債型新株予約権付社債券が上場廃止後6か月以内に上場される場合の上場手数料は、これを免除することができる。
- e 事業の主体が名古屋周辺以外にある場合（当取引所のみを上場を申請した場合を除く。）の上場手数料は2分の1とする。

(2) 年間上場料

- a 上場額面総額のうち
- | | |
|-----------------------------|------|
| (a) 5億円以下の金額につき | 10万円 |
| (b) 5億円を超え20億円以下の金額につき | |
| 1億円以下を増すごとに | 9千円 |
| (c) 20億円を超え60億円以下の金額につき | |
| 2億円以下を増すごとに | 9千円 |
| (d) 60億円を超え100億円以下の金額につき | |
| 5億円以下を増すごとに | 9千円 |
| (e) 100億円を超え500億円以下の金額につき | |
| 50億円以下を増すごとに | 9千円 |
| (f) 500億円を超え1,000億円以下の金額につき | |
| 100億円以下を増すごとに | 9千円 |
| (g) 1,000億円を超える金額につき | |
| 200億円以下を増すごとに | 9千円 |

- b 年間上場料の計算は、各銘柄ごとに、前年の12月末日現在における上場額面総額を基準とする。
- c 年間上場料は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、半額ずつを支払うものとする。
- d 6月末日以前に上場された銘柄のその年の年間上場料については、上場日現在の額面総額を基準とし、その半額（2月末日支払分）を免除する。
- e 7月1日以後に上場された銘柄のその年の年間上場料は免除する。
- f 6月末日以前に上場廃止された銘柄のその年の年間上場料については、その半額（8月末日納入分）を免除する。
- g 第4条第1項第2号に該当し上場廃止された銘柄の年間上場料については、同号に該当することとなった日以降に到来する支払期日の支払分を、有価証券上場規程第605条の規定により株券とともに上場廃止された銘柄の年間上場料については、同条の規定による上場廃止の日以降に到来する支払期日の支払分を、それぞれ免除することができる。ただし、前(1)上場手数料dに該当し、上場手数料を免除することとした銘柄の年間上場料は、免除しないものとする。

(平成7.1.4 3を4に繰下、13.4.1、14.4.1、16.4.1、17.6.20、18.5.1変更、21.11.9 4を7に繰下・変更、令和4.4.4 変更)

付 則

この改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成13年11月26日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 3 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この改正規定は、平成14年6月17日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成14年12月10日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成17年1月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年11月9日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

付 則

1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和4年4月4日から施行する。

(変更)

[昭和57.11.29、平成1.2.1、4.3.17、5.4.1、7.1.4、8.1.1、8.4.1、10.3.1、10.6.1、10.12.1、11.2.1、11.11.10、13.4.1、13.11.26、14.4.1、14.6.17、14.12.10、15.4.1、16.4.1、17.1.1、17.6.20、18.5.1、21.1.5、21.11.9、21.11.16、27.5.1、31.7.16、令和4.4.4]